

白糠町再生可能エネルギー
(太陽光・地熱)
ゾーニング報告書

2026年6月

白糠町

■はじめに

白糠町では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に向け、令和3年度にゼロカーボンシティを表明しました。令和4年度には、全町を対象とする地球温暖化防止実行計画を策定し、令和12年度までにCO2排出量の50%削減を目標に掲げて、環境に配慮した持続可能なまちづくりへの取り組みを推進しています。

白糠町内には大小100を超える太陽光発電施設が立地し、釧路市と隣接する釧路白糠工業団地では、2014(平成26)年に30,000kWのメガソーラーが運用を開始し、2018(平成30)年からは間伐材を主な燃料とする6,250kWの木質バイオマス発電所も稼働しています。

また、町内には、地熱開発に欠かせない掘削技術を学ぶことができる国内初の掘削技術専門学校が、2022(令和4)年に開校しており、地熱発電の開発技術者養成に取り組んでいます。

さらに、2024(令和6)年度から町が主体となって未利用地となっていた牧草地を活用して太陽光発電を設置し、パネルの下で羊の放牧を行いながら公共施設に電力に供給する自然と共生した再エネ導入の取組を進めているほか、2025(令和7)年には、事業計画中の太陽光発電所の敷地内において、民間事業者が取組む「釧路白糠溪畔林保全活動実施計画」が、環境省の自然共生サイト第一期に認定されるなど、環境に配慮しながら再エネ導入が着実に進められています。

一方、全国で再生可能エネルギーの導入が急速に拡大していく中で、特に太陽光発電などについては自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例が見られていることから、令和4年度に地球温暖化対策推進法が改正され、地域との合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再生可能エネルギーの導入を特に推進する「地域脱炭素化促進事業制度」が創設されました。

こうした背景から、「町としては脱炭素化の促進やエネルギー自給率の向上といった観点から再生可能エネルギーの導入は積極的に推進するが、本町が持つ豊かな森林の伐採を伴うような乱開発による事業には協力しない」という基本理念のもと、文化財、地形、自然環境および土地利用に関する収集・整理を行い、関係者や有識者等からの意見聴取を踏まえ、白糠町におけるゾーニングマップの作成を作成しました。

以下に、本ゾーニングマップ作成の目的、再エネ導入の促進エリアを示すゾーニングマップと関連情報、ゾーニングマップ利用時の留意事項を記載しています。

白糠町内において、再エネ事業を検討される事業者の方は、地域との合意形成を図り、スムーズに事業ができるよう活用してください。

■目的

本ゾーニングマップは、「環境に配慮した持続可能なまちづくり」を標榜する白糠町において、本町の持つ高い再エネ導入ポテンシャルを有効活用し、地域と共生した事業を推進できるよう環境保全・社会的に配慮すべき条件等を整理してエリア分けをすることにより、白糠町地球温暖化防止実行計画の推進を加速化し、ゼロカーボンシティを実現するとともに、地域の環境保全と経済・社会の持続的発展に資することを目的としております。

■ゾーニングマップ（太陽光発電：全体図）

○対象となる事業

出力規模が 10kW 以上の野立て型事業用太陽光発電設備を設置する事業とします。

なお、建物の屋根等に付帯する太陽光発電設備は、規模に関わらず、いずれのエリアでも設置可能とします。

○エリア区分の考え方

本町は、海沿いを東西に貫く国道 38 号沿いに市街地・工業団地が集積し、北部の多くを森林が占めています。基本理念に基づき、多くを森林が占める町北部を保全すべきエリアとし、市街地を中心とした森林伐採の懸念がないエリア及び今後、太陽光発電事業の実施が予見されるエリアを促進エリアと設定します。

ただし、保全すべきエリアの中であっても、「森林の伐採を伴わない原野、雑種地における開発及び営農型太陽光発電事業」については基本理念に合致することから、地域との合意形成が図られることを条件に、事業実施の可能性があるものとします。

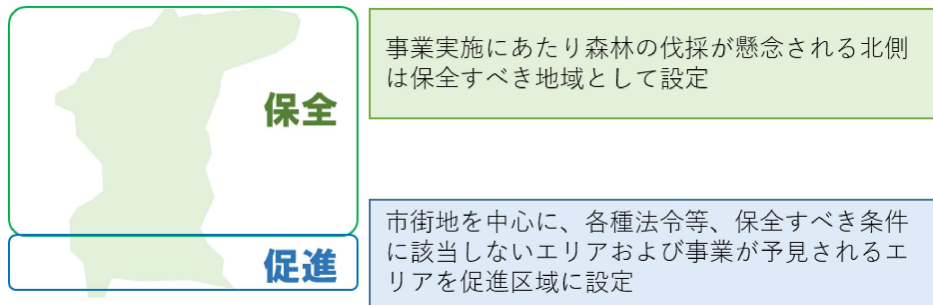


図 エリア区分のイメージ（太陽光発電）

表 エリア区分の考え方（太陽光発電）

エリア区分	設定の考え方
保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電施設の整備に伴い森林の伐採が懸念されるエリア ○各種法令等による規制がかかるエリア ○自然的・社会的な条件から町が保全すべきと設定するエリア ※環境省が定める環境保全に係る基準及び北海道が定める「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」に整合するよう設定 ○ただし、下記に該当する場合は、保全エリア内においても事業の実施を認める可能性があります <ul style="list-style-type: none"> ①農地、採草放牧地および農用地区域における営農型太陽光発電事業であり、地域との合意形成が図られている事業 ②原野・雑種地等の未利用地で、森林の伐採を伴わない太陽光発電事業であり、地域との合意形成が図られている事業
促進エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○電力の需要先が集積している市街地及び工業団地のうち、保全エリアに該当しないエリア ○今後、太陽光発電事業の具体的な事業が予見されるエリア

■ゾーニングマップ（地熱発電：全体図）

○対象となる事業

特に事業要件は設けず、町内で実施される全ての地熱発電事業とします。

○エリア区分の考え方

地熱発電のポテンシャルを有するエリアは、町北部の阿寒富士近傍の一角が該当します。

ここは、自然豊かな地域であることから各種法令の規制が多くかかることに加え、電力需要地から遠く離れ、事業採算性の確保に課題があるなど、現状では事業の実施に課題があることが、ゾーニングマップの検討に向けた調査で確認されました。

以上より、太陽光発電で設定したような促進エリアは設定せず、地熱発電のポテンシャルが確認されるエリアのうち、保全すべきと設定するエリアを除くエリアについては「事業可能性エリア」として設定しました。

なお、促進エリアについては設定に至りませんでした。今後、上記の課題の解消があった場合や、事業者によって個別の事業計画の提案がなされたなど、本町における地熱発電を取り巻く状況に変化があった場合には、設定した「事業可能性エリア」内を中心に、新たに促進エリアを設定するなど、検討を継続するものとします。

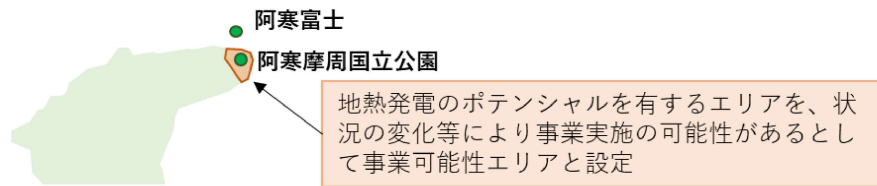


図 5.4-2 エリア区分のイメージ（地熱発電）

表 5.4-2 エリア区分の考え方（地熱発電）

エリア区分	設定の考え方
保全エリア	○町内で地熱発電のポテンシャル（環境省 REPOS による）が確認されないエリア ○地熱発電のポテンシャルが確認されるエリアのうち、自然的・社会的な条件から町が保全すべきと設定するエリア
事業可能性エリア	○地熱ポテンシャルが確認できるエリアのうち保全エリアを除くエリア
促進エリア	○該当なし

■ゾーニングマップに係る情報（太陽光・地熱共通）

ゾーニングマップの作成に必要な情報について、以下の4条件に分類のうえ、公表資料の入手や関係機関への照会等により収集・整理しました。

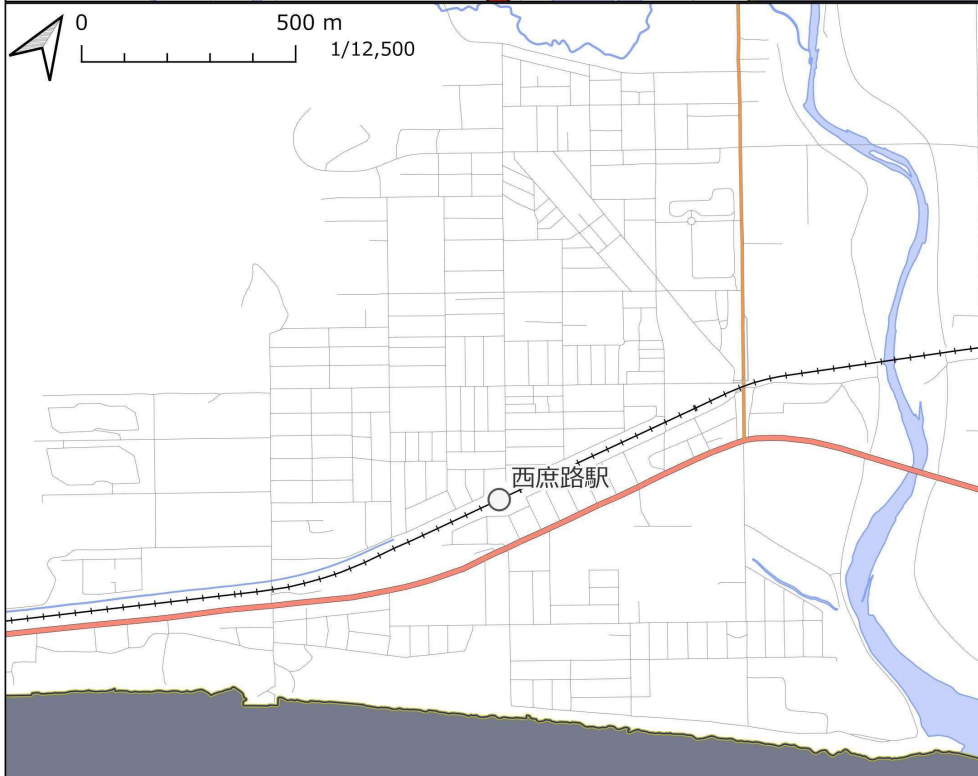
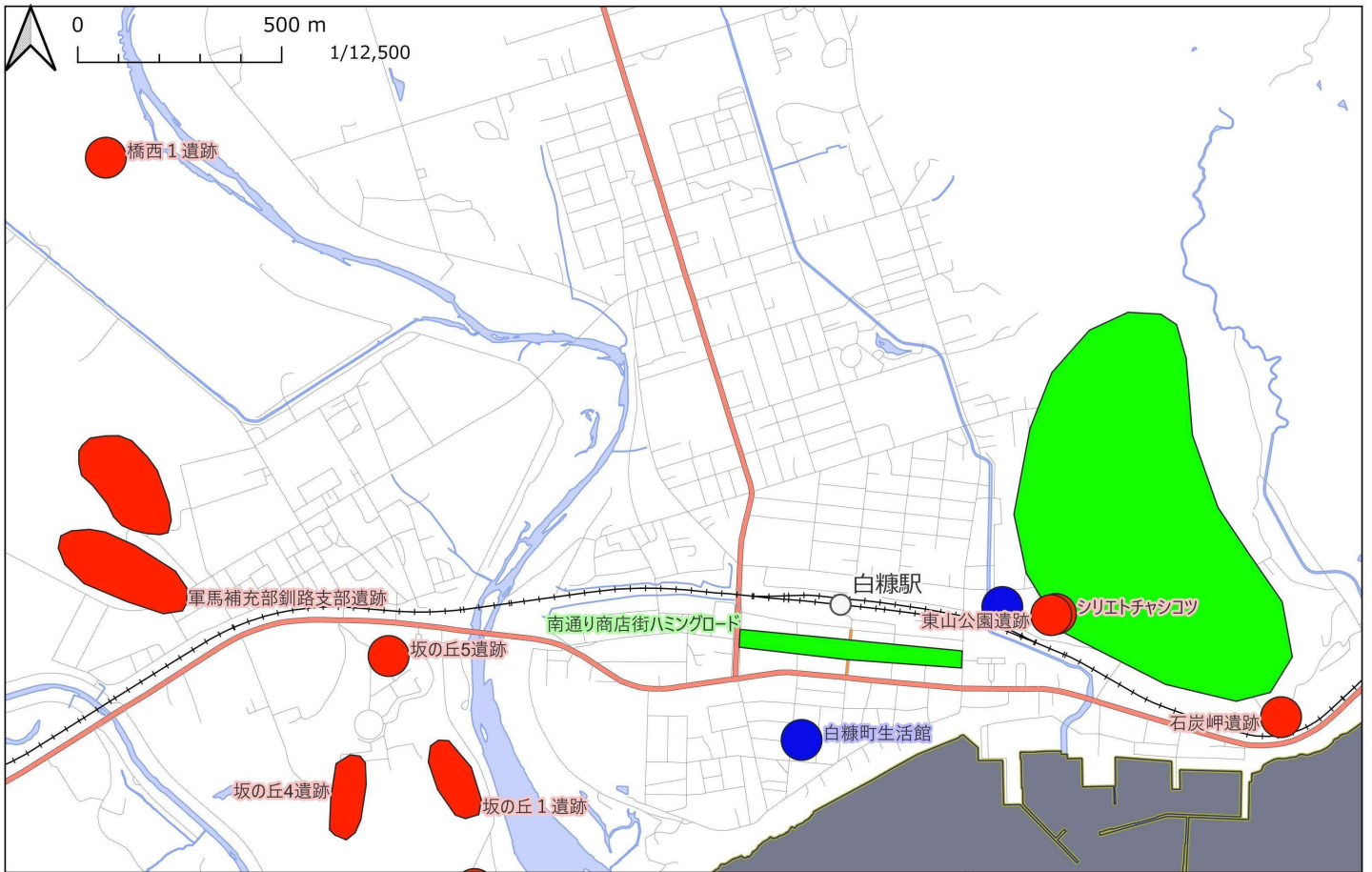
条件	根拠法令等・関連計画	対象エリア	保全	促進
文化財	主要な眺望点・景観資源	白糠町景勝地等	○	
		国指定文化財	○	
	文化財保護法、文化財保護条例等	北海道釧路管内指定文化財	○	
		白糠町埋蔵文化財	○	
		白糠町アイヌ施策推進地域計画	○	
地形	河川法	河川区域	○	
	地滑り等防止法、土砂災害防止法、砂防法	土砂災害ハザードマップ	○	
		地すべり地形分布図	○	
		北海道地すべり防止区域・砂防指定地等 ※町内該当なし	○	
	水防法	洪水ハザードマップ	○	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	傾斜区分30度以上（50mグリッド）	○	
	海岸線の景観保全	海岸線から100m	○	
景観上の配慮	北側斜面11度以上	○		
自然環境	自然公園法	特別保護地区	○	
		特別地域	○	
		普通地域（植生自然度8～10）	○	
		普通地域（上記以外）	○	
	道立自然公園条例	道立自然公園	○	
	白糠町立自然公園条例	町立自然公園	○	
	鳥獣保護管理法	特別保護区域 ※町内該当なし	○	
		鳥獣保護区	○	
	特定植物群落（生物多様性）	重要湿地	○	
		湿地以外	○	
海岸線から100m		○		
国有林野法	保護林	○		
植生自然度	植生自然度10（自然草原）	○		
	植生自然度9（自然林）	○		
	植生自然度8（自然林に近い二次林） ※町内該当なし	○		
	植生自然度7（二次林）	○		
重要種	北海道レッドデータブック	○		
土地利用	森林法	保安林	○	
		白糠町森林計画対象民有林	○	
	国有林野法	国有林	○	
	農地法	採草放牧地、農地	○	
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	
	白糠町都市計画マスタープラン (都市計画法)	市街地ゾーン		○
		工業振興ゾーン		○
		農業振興ゾーン		○
		森林ゾーン（自然環境保全エリア）		○
水と緑の軸（自然環境保全エリア）			○	
漁港漁場整備法	漁港区域	○		

条件ごとの詳細図は、以下より確認できます。

■各条件マップ

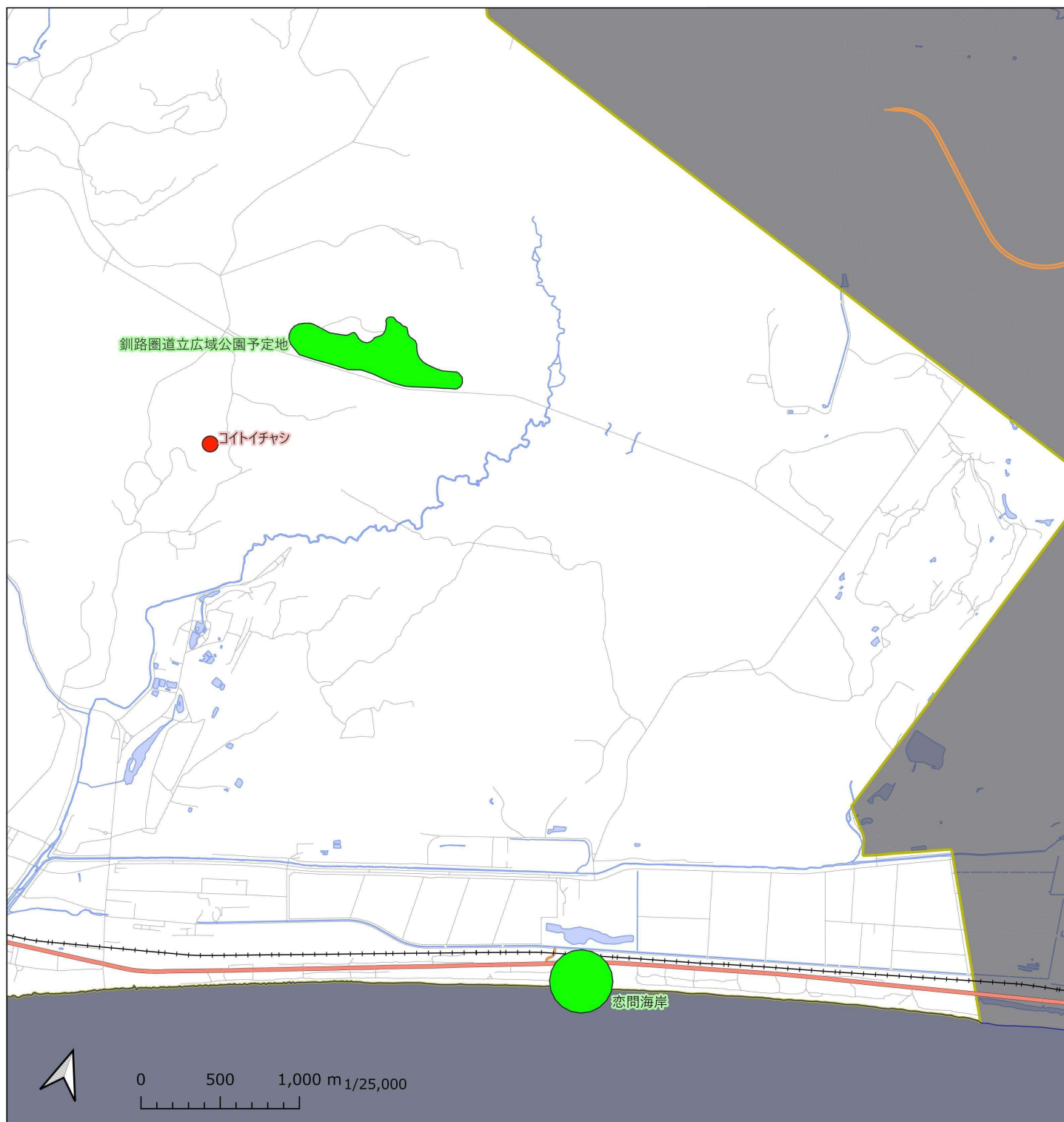
○文化財・景勝地等	
・町全体図	7p
・拡大図 1	8p
・拡大図 2	9p
○地形	
・町全体図	10p
・拡大図 1	11p
・拡大図 2	12p
・河川法（全体）	13p
・土砂災害防止法等（全体）	14p
・水防法（全体）	15p
・急斜面等（全体）	16p
○自然環境	
・町全体図	17p
・自然公園法等（全体）	18p
・鳥獣保護管理法（全体）	19p
・特定植物群落他（全体）	20p
・海岸からの距離（全体）	21p
・拡大図 1	22p
・拡大図 2	23p
・国有林野法（全体）	24p
・植生自然度（全体）	25p
○土地利用（条件マップ）	
・町全体図	26p
・森林法等（全体）	27p
・都市計画他（全体）	28p
・農地法（全体）	29p

保全エリア（文化財・景勝地等）拡大図1/2



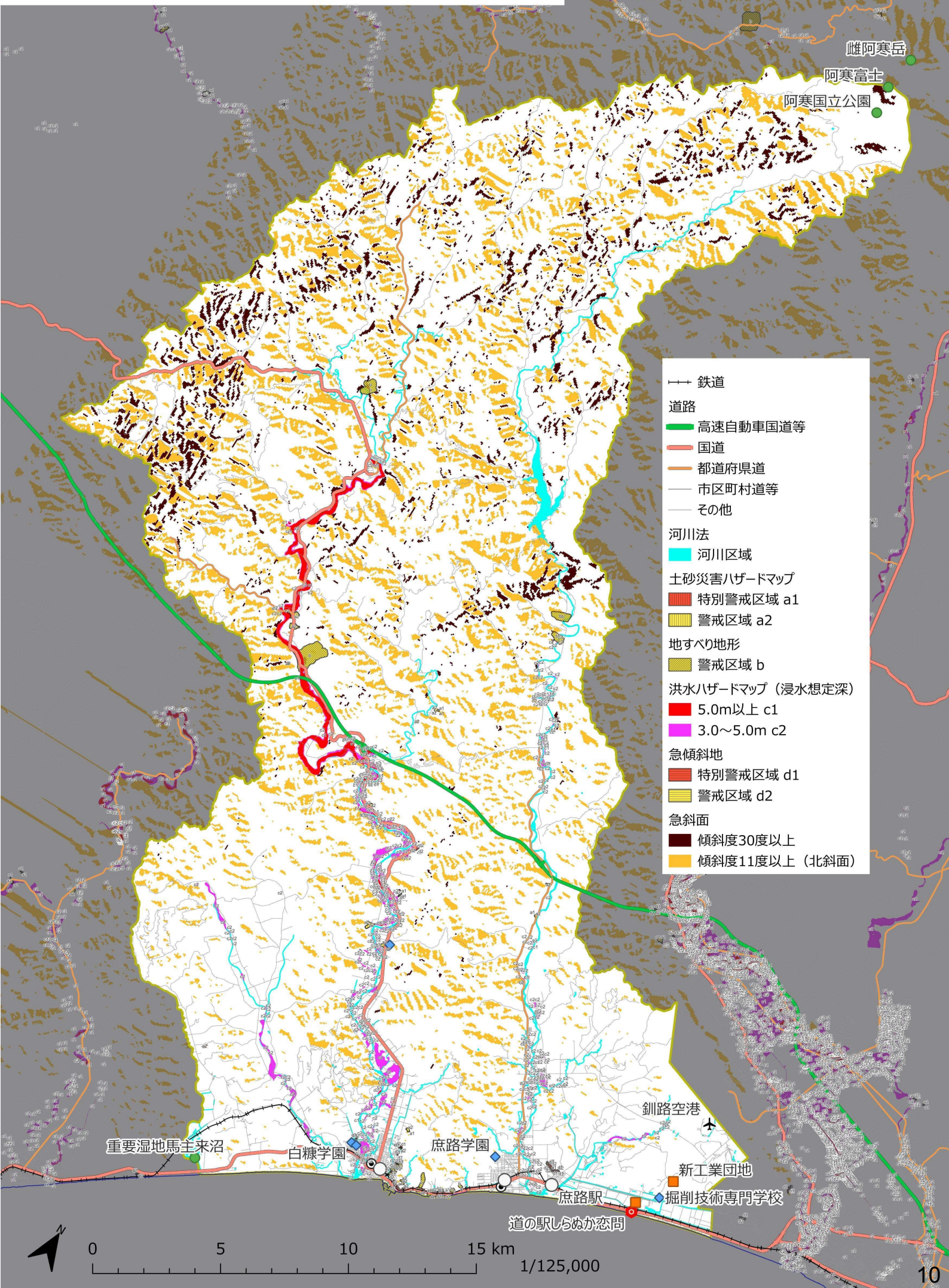
- 文化財
- 白糠町アイヌ施策推進地域計画
- 白糠町景勝地等

保全エリア（文化財・景勝地等）拡大図2/2



- 文化財
- 白糠町アイヌ施策推進地域計画
- 白糠町景勝地等

保全エリア (地形)

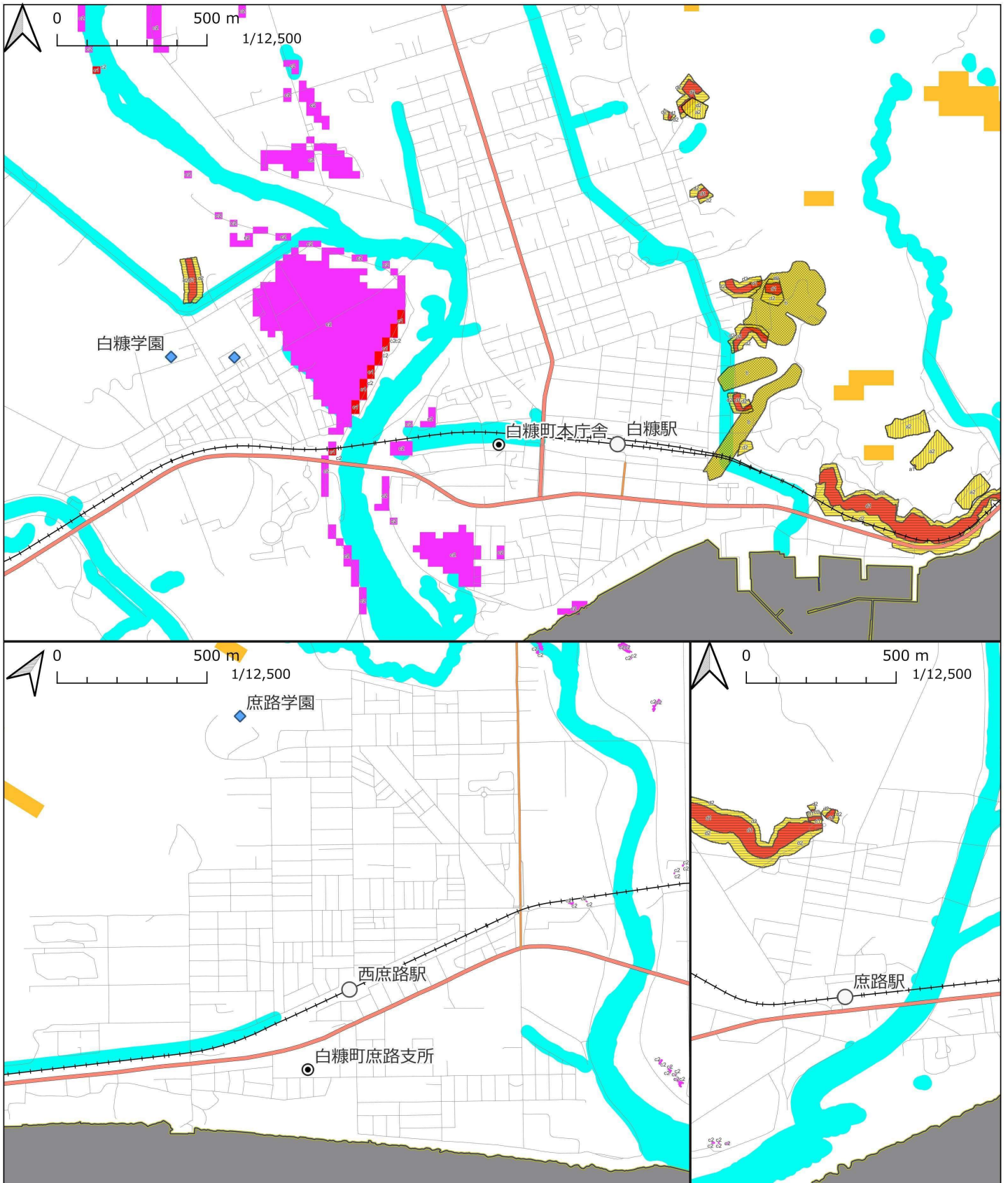


- +— 鉄道
- 道路
 - 高速自動車国道等
 - 国道
 - 都道府県道
 - 市区町村道等
 - その他
- 河川法
 - 河川区域
- 土砂災害ハザードマップ
 - 特別警戒区域 a1
 - 警戒区域 a2
- 地すべり地形
 - 警戒区域 b
- 洪水ハザードマップ (浸水想定深)
 - 5.0m以上 c1
 - 3.0~5.0m c2
- 急傾斜地
 - 特別警戒区域 d1
 - 警戒区域 d2
- 急斜面
 - 傾斜度30度以上
 - 傾斜度11度以上 (北斜面)



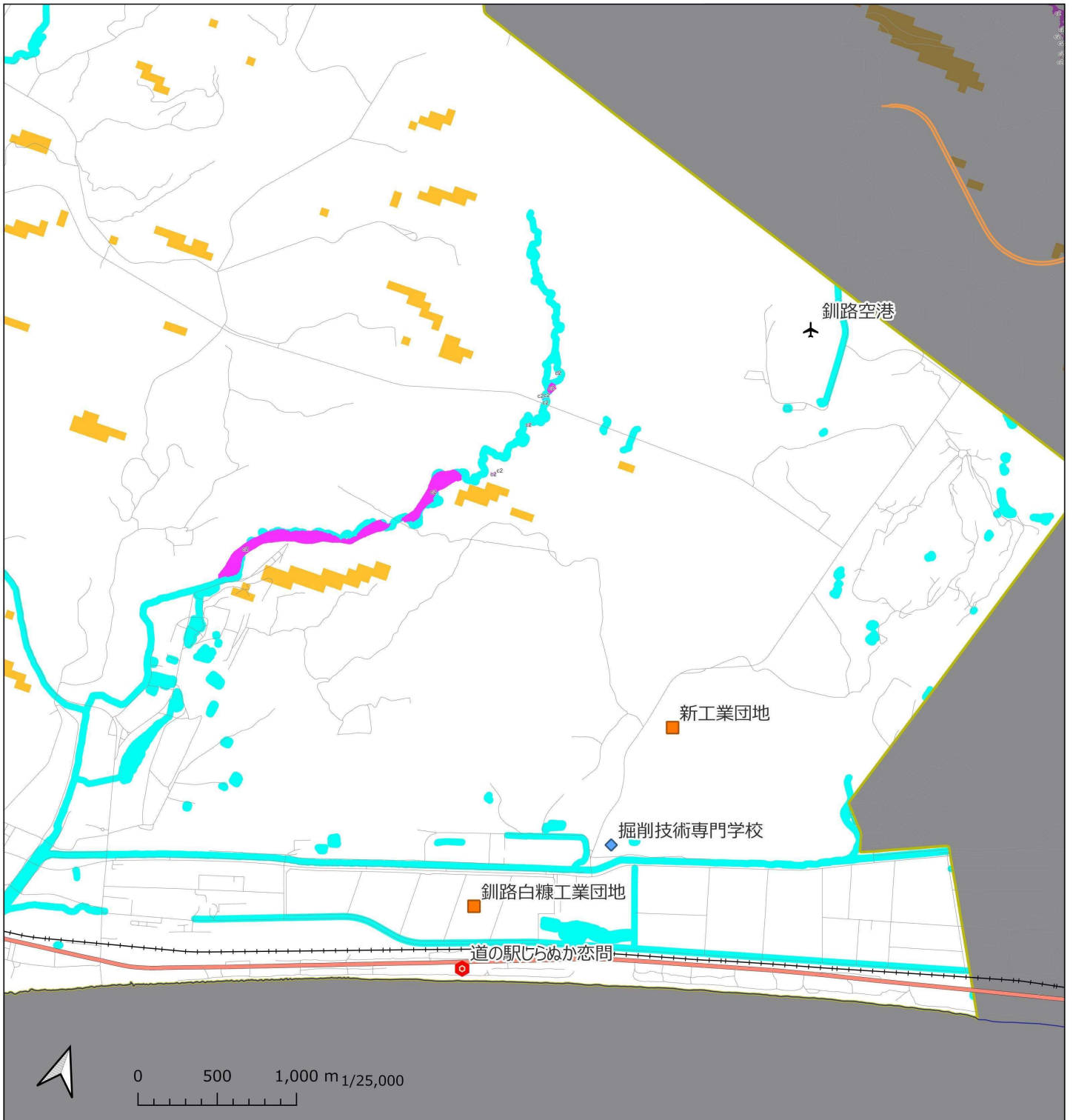
0 5 10 15 km 1/125,000

保全エリア（地形）拡大図1/2



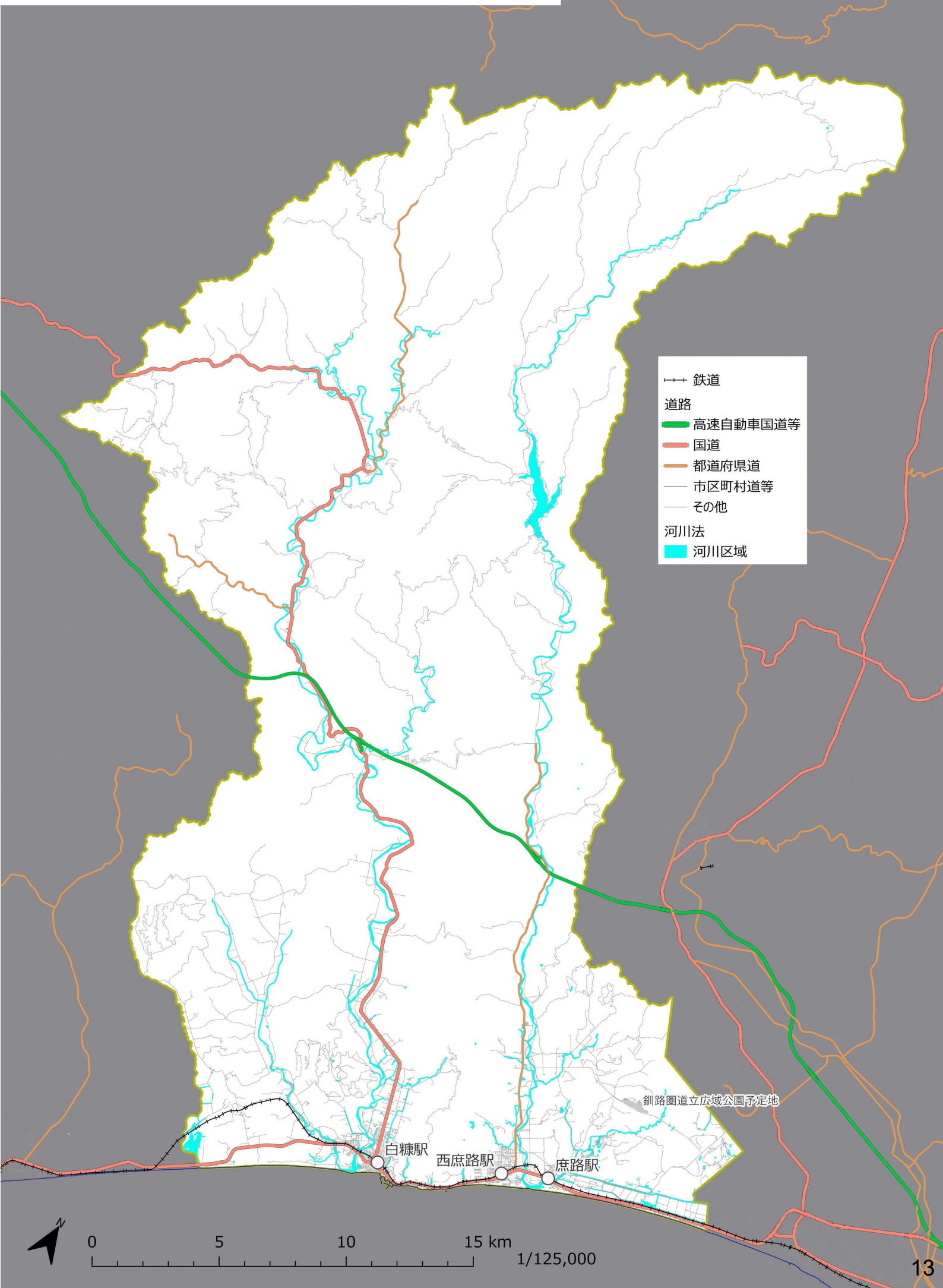
- | | | |
|---------------|------------------|-----------------|
| 河川法 | 洪水ハザードマップ（浸水想定深） | 急斜面 |
| ■ 河川区域 | ■ 5.0m以上 c1 | ■ 傾斜度30度以上 |
| ■ 土砂災害ハザードマップ | ■ 3.0～5.0m c2 | ■ 傾斜度11度以上（北斜面） |
| ■ 特別警戒区域 a1 | ■ 急傾斜地 | 海岸線からの距離 |
| ■ 警戒区域 a2 | ■ 特別警戒区域 d1 | ■ 50m以内 |
| ■ 地すべり地形 | ■ 警戒区域 d2 | ■ 100m以内 |
| ■ 警戒区域 b | | |

保全エリア（地形）拡大図2/2

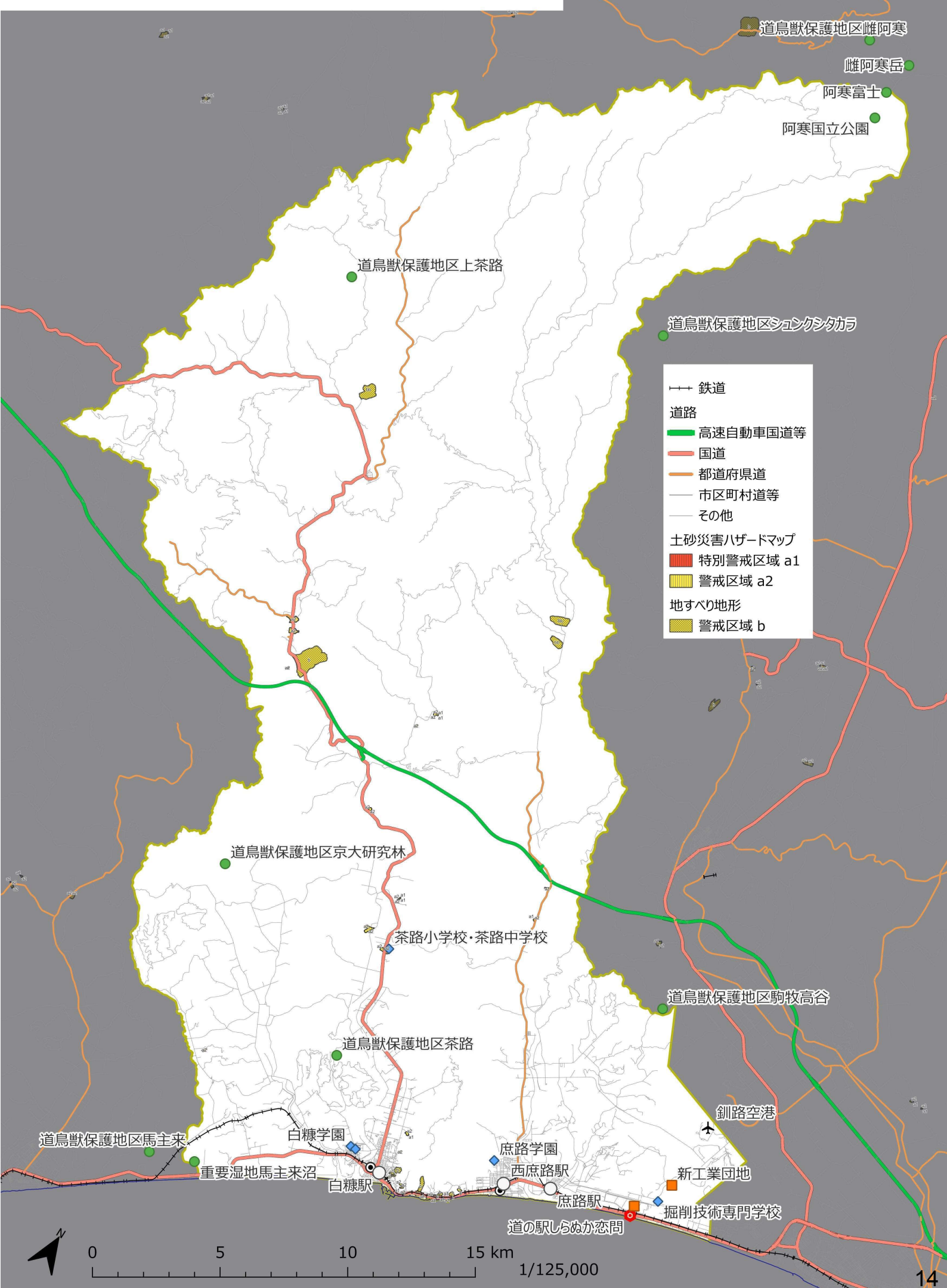


- | | |
|---------------------|------------------|
| 河川法 | 急斜面 |
| ■ 河川区域 | ■ 傾斜度30度以上 |
| ■ 洪水ハザードマップ (浸水想定深) | ■ 傾斜度11度以上 (北斜面) |
| ■ 5.0m以上 c1 | 海岸線からの距離 |
| ■ 3.0~5.0m c2 | ■ 50m以内 |
| | ■ 100m以内 |

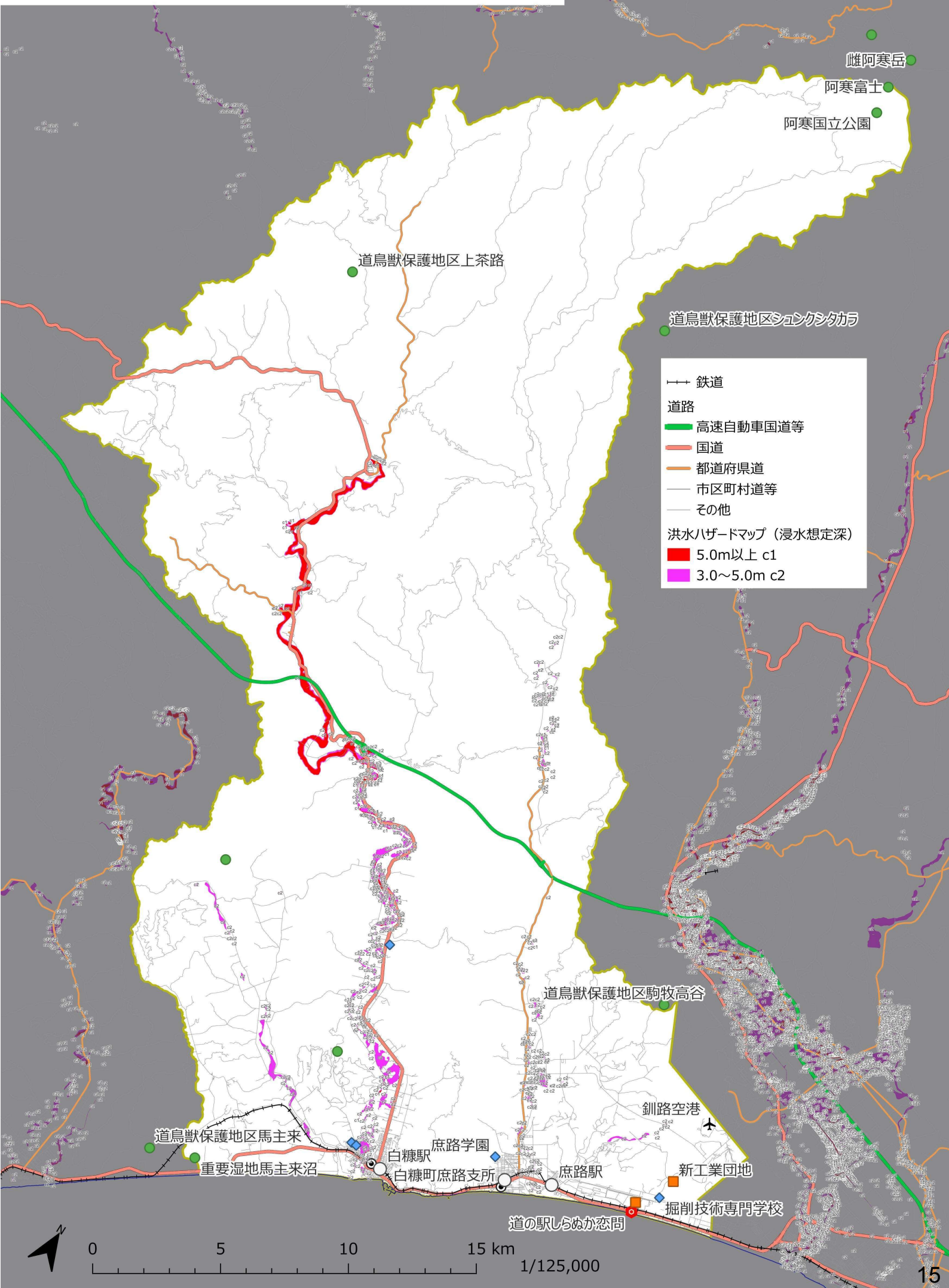
保全エリア (地形:河川法)



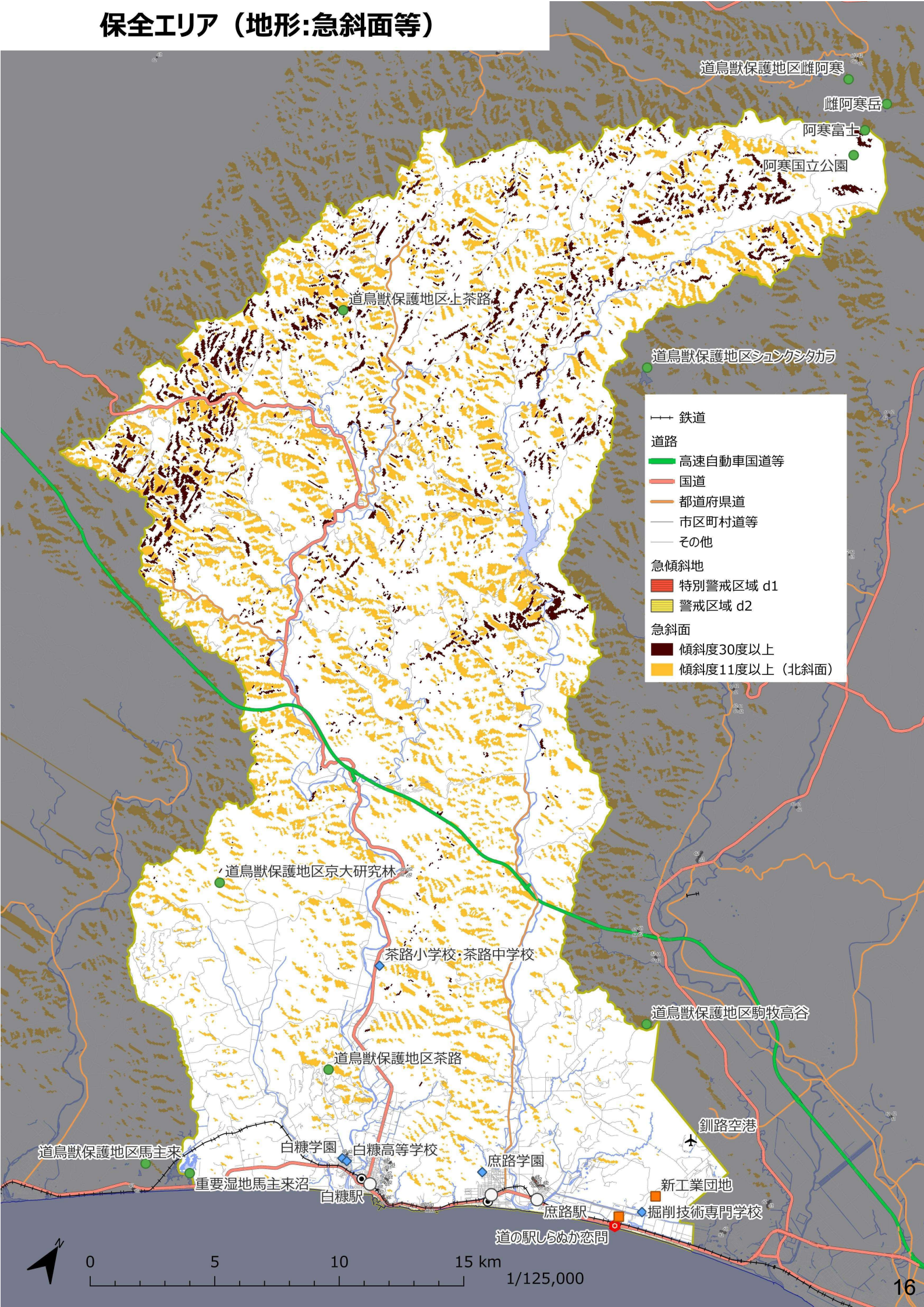
保全エリア（地形:土砂災害防止法等）



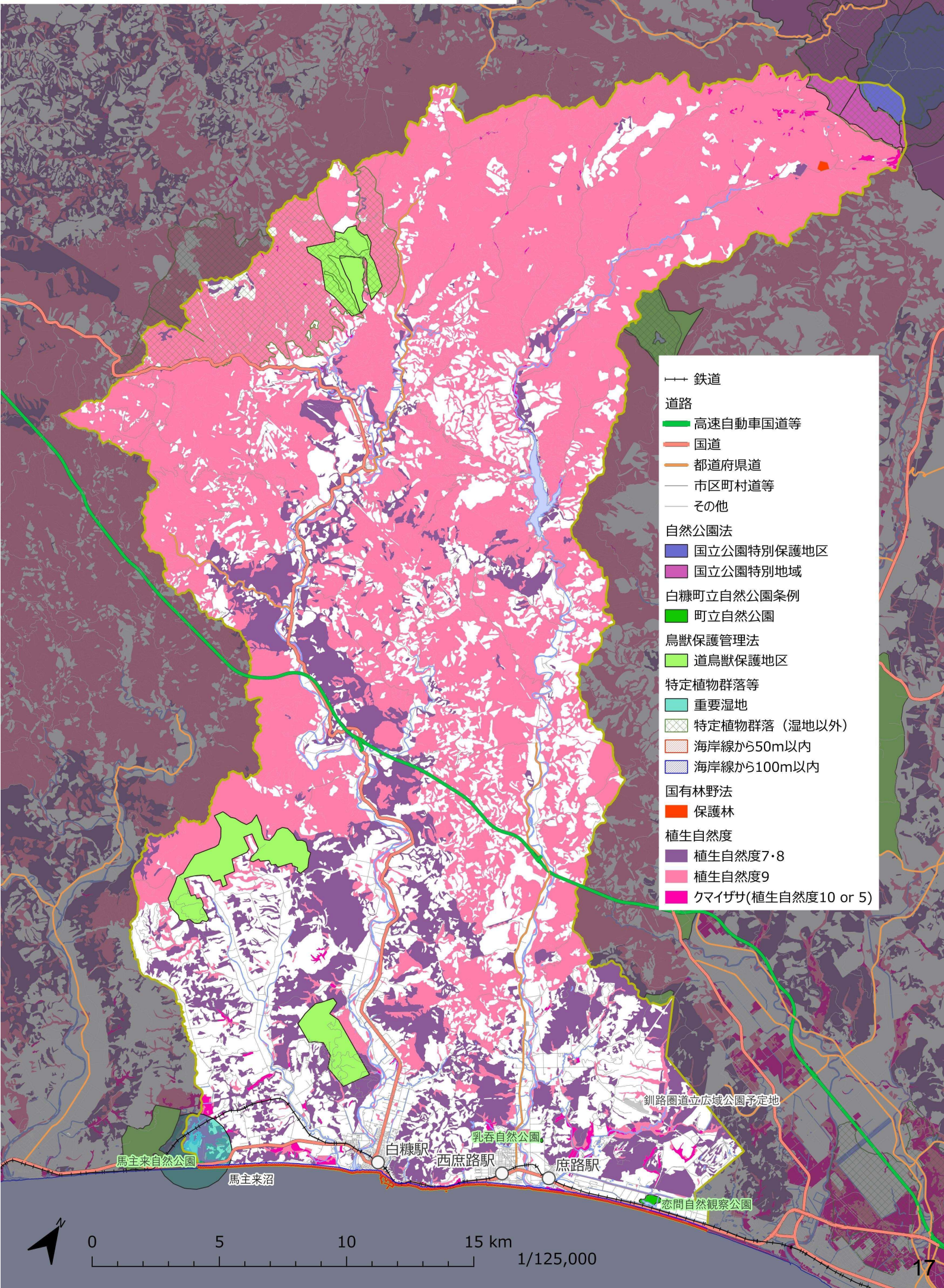
保全エリア (地形:水防法)



保全エリア (地形:急斜面等)



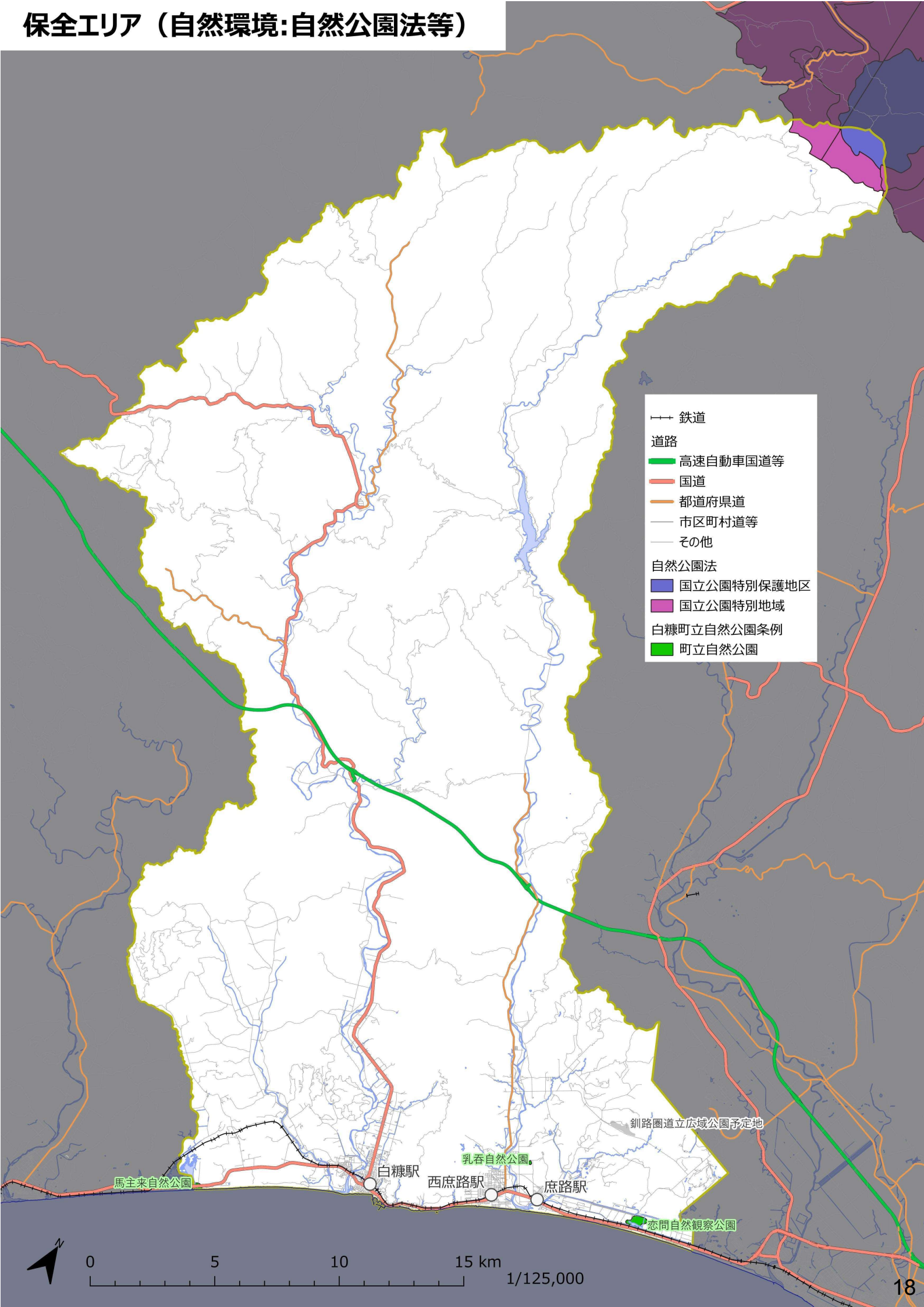
保全エリア (自然環境)



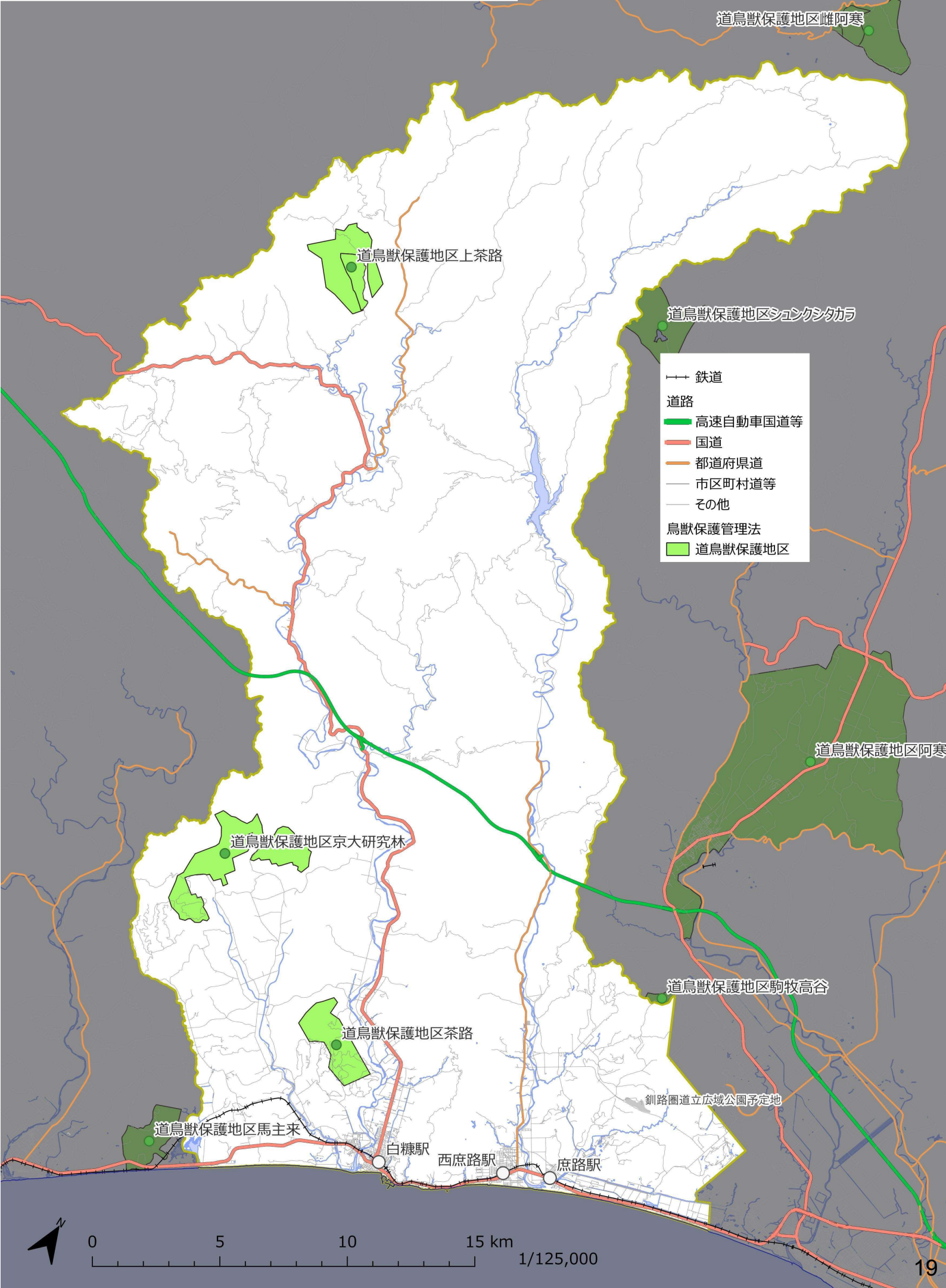
- +— 鉄道
- 道路
- 高速自動車国道等
- 国道
- 都道府県道
- 市区町村道等
- その他
- 自然公園法
- 国立公園特別保護地区
- 国立公園特別地域
- 白糖町立自然公園条例
- 町立自然公園
- 鳥獣保護管理法
- 道鳥獣保護地区
- 特定植物群落等
- 重要湿地
- 特定植物群落 (湿地以外)
- 海岸線から50m以内
- 海岸線から100m以内
- 国有林野法
- 保護林
- 植生自然度
- 植生自然度7・8
- 植生自然度9
- クマイザサ(植生自然度10 or 5)



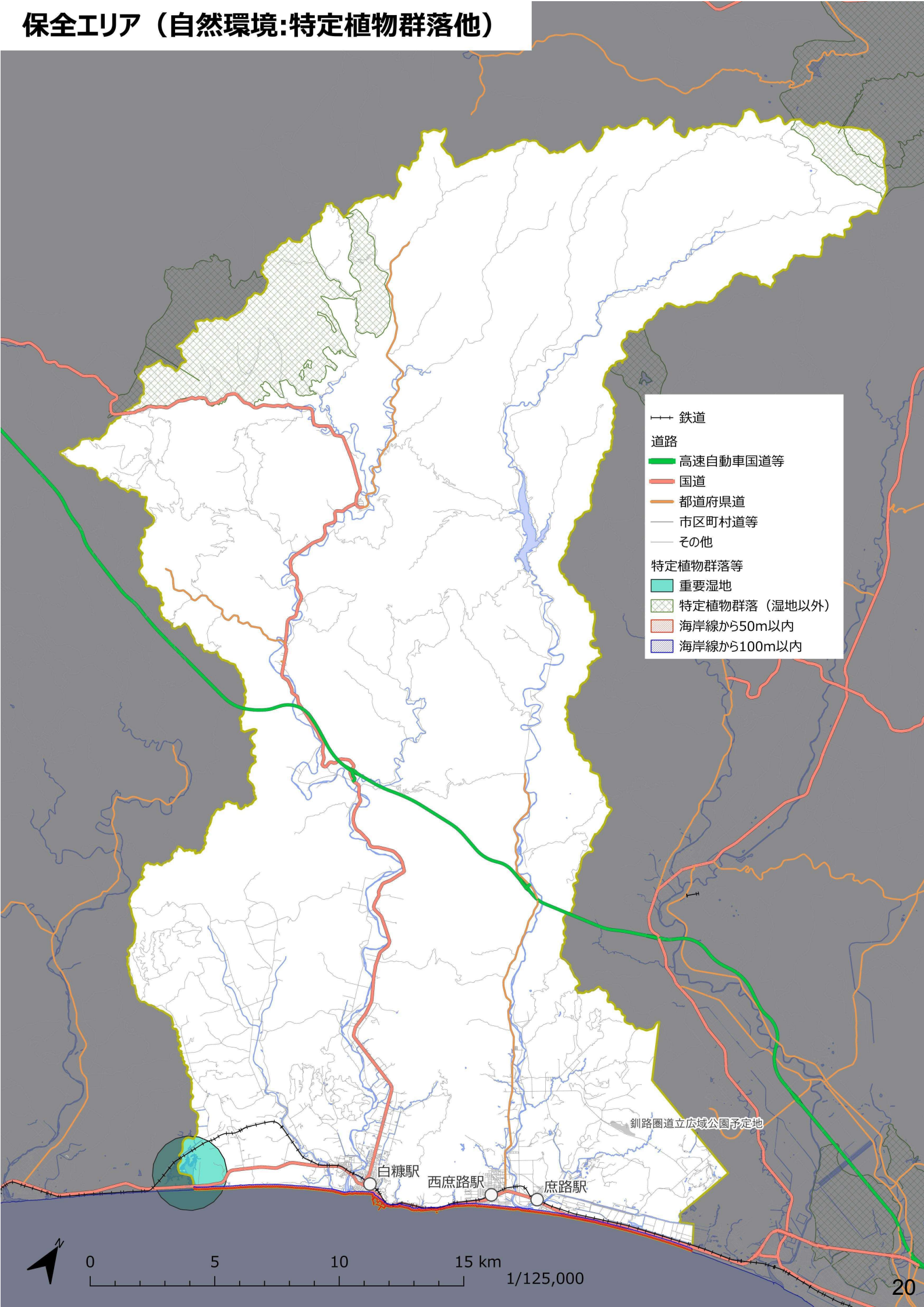
保全エリア（自然環境:自然公園法等）



保全エリア（自然環境:鳥獣保護管理法）



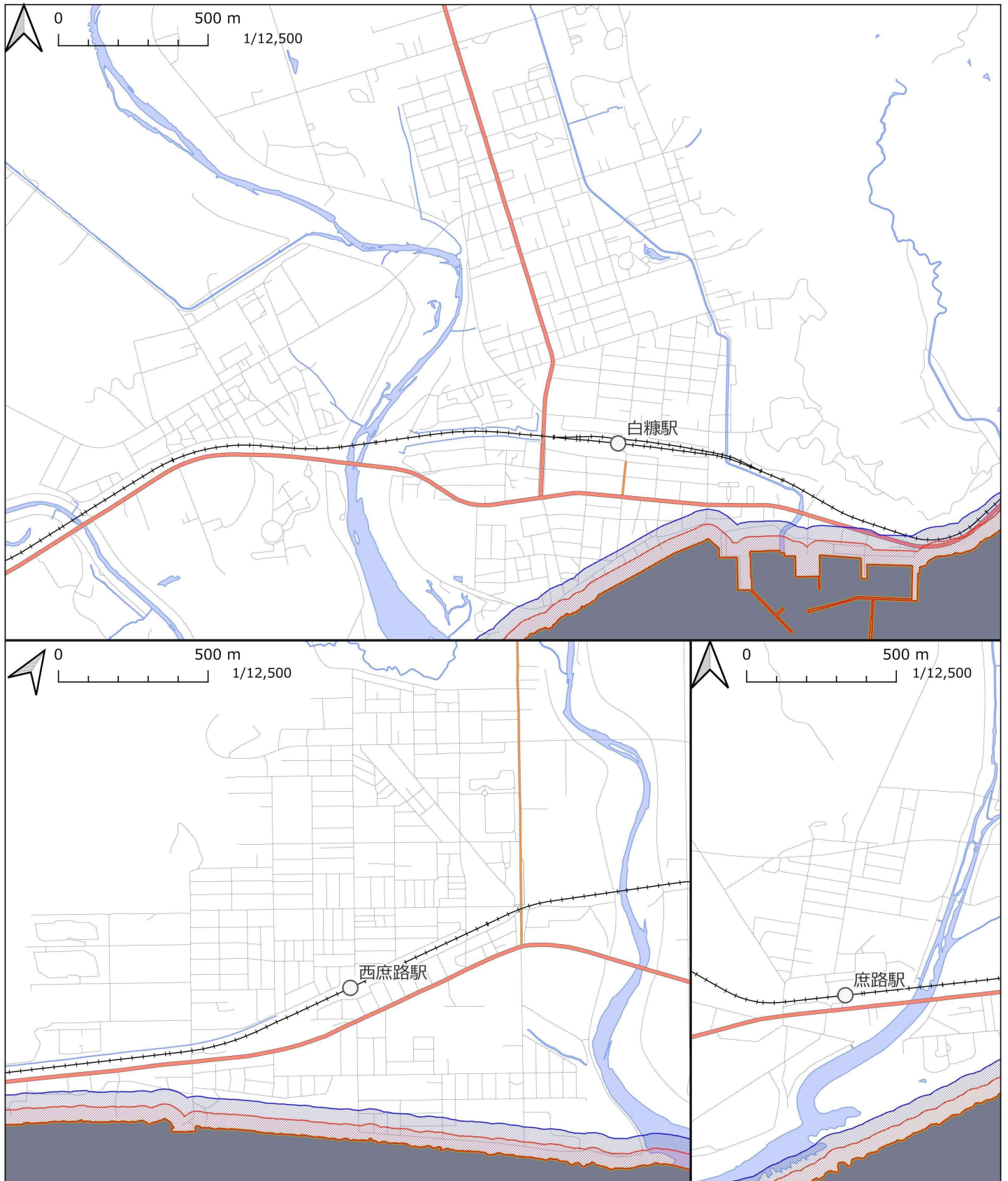
保全エリア（自然環境:特定植物群落他）



保全エリア（自然環境:海岸からの距離）



保全エリア（自然環境:海岸線からの距離）拡大図1/2

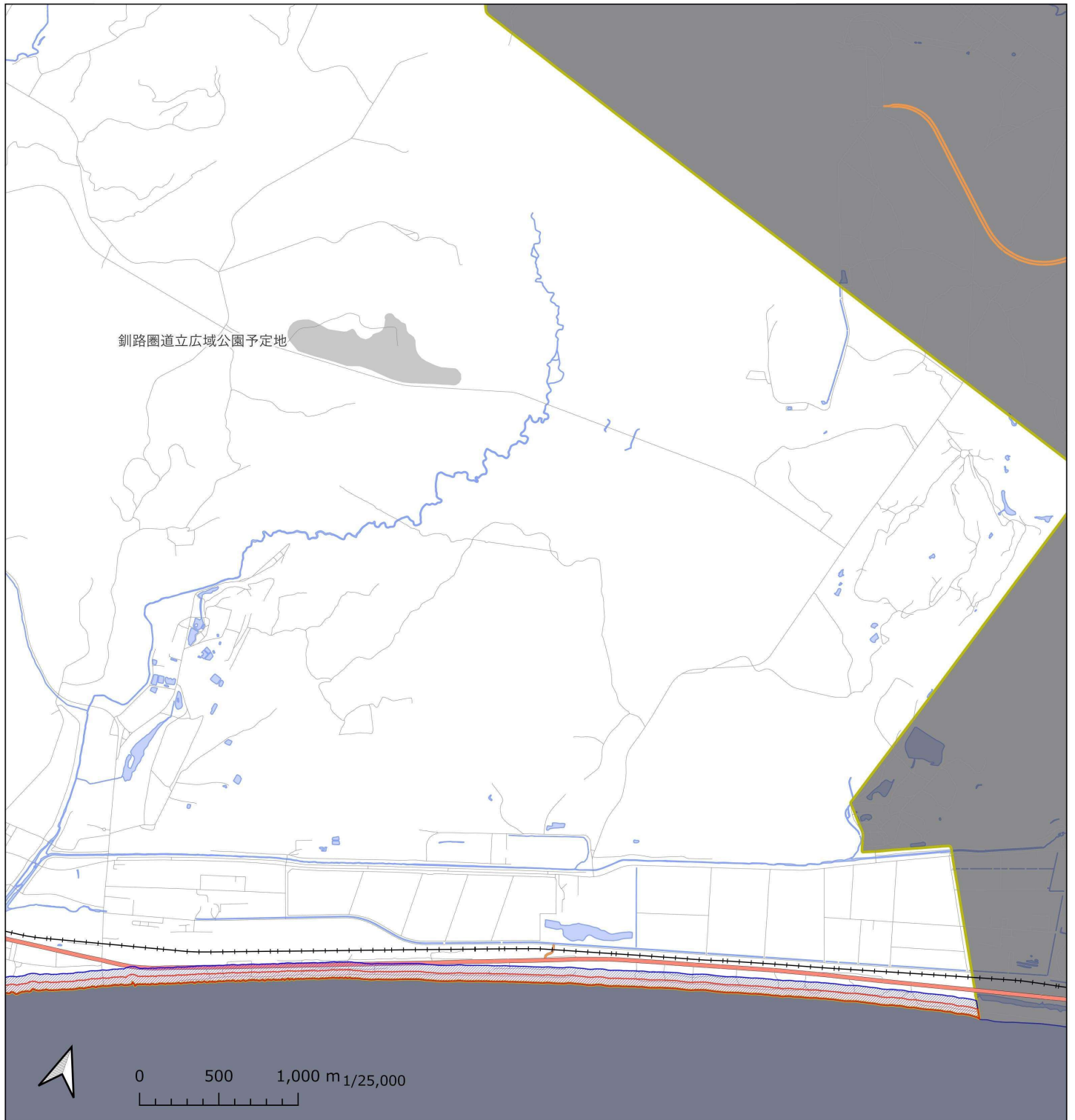


海岸線からの距離

50m以内

100m以内

保全エリア（自然環境:海岸線からの距離）拡大図2/2

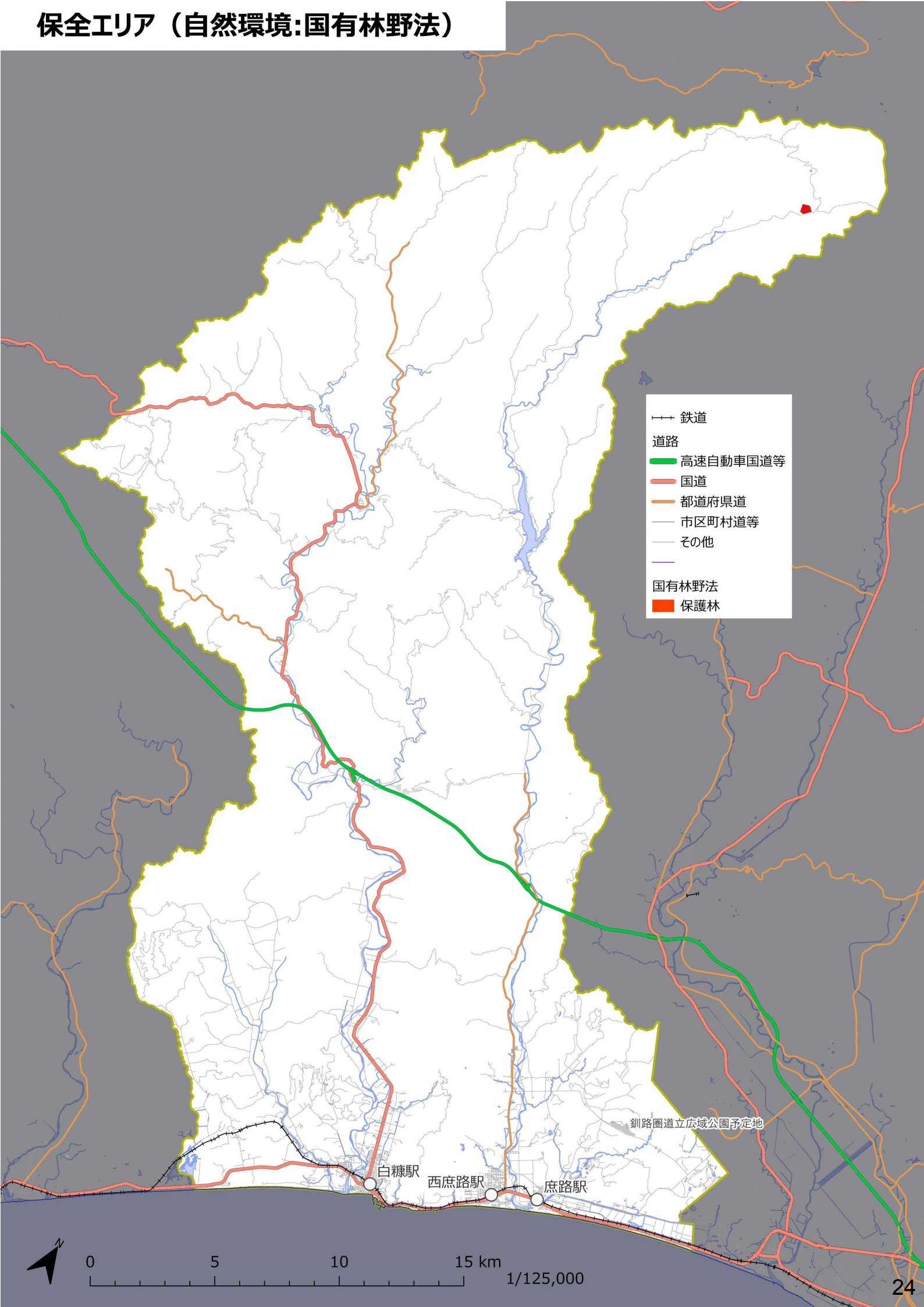


海岸線からの距離

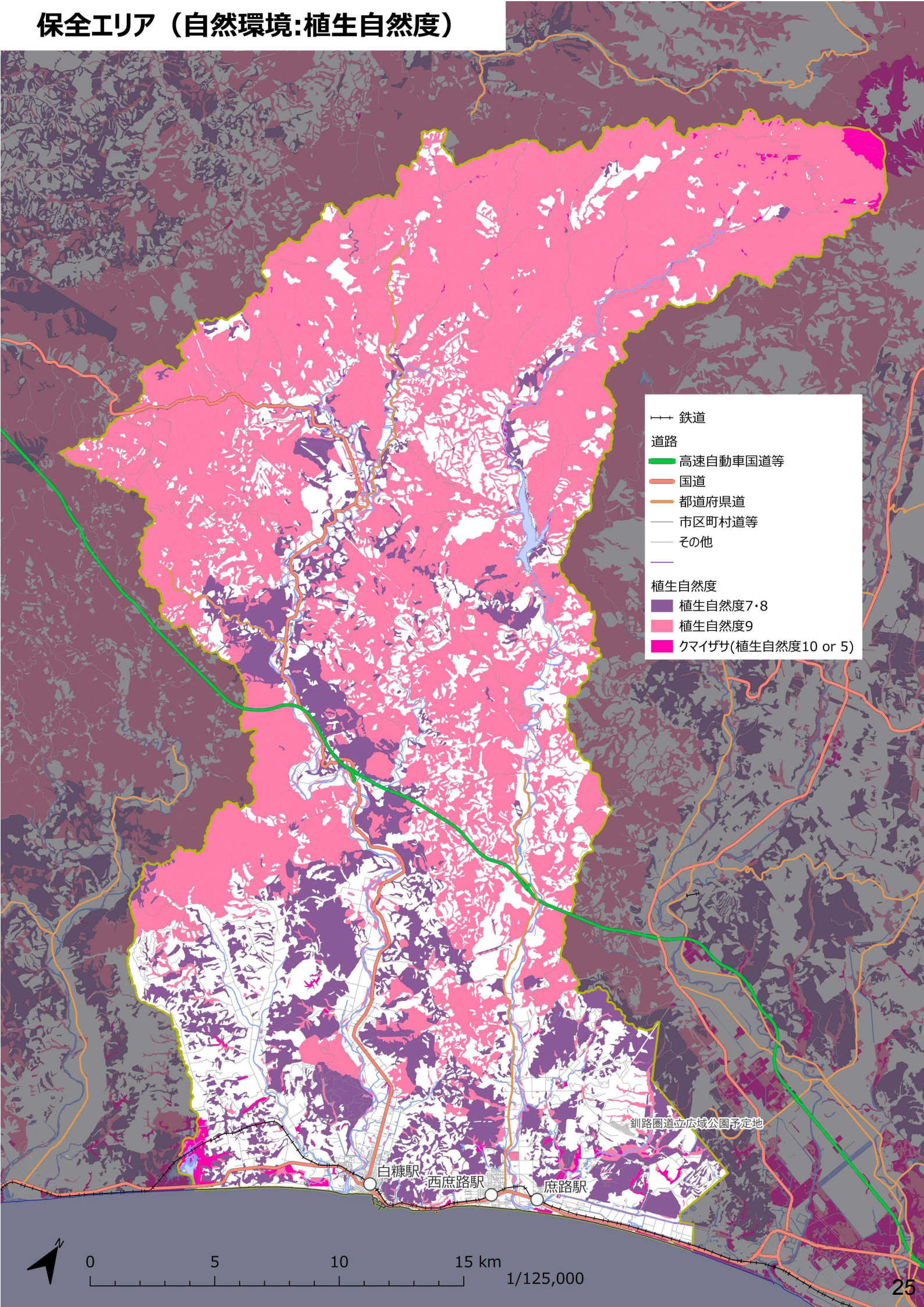
50m以内

100m以内

保全エリア (自然環境: 国有林野法)



保全エリア (自然環境:植生自然度)



--- 鉄道
道路
— 高速自動車国道等
— 国道
— 都道府県道
— 市区町村道等
— その他

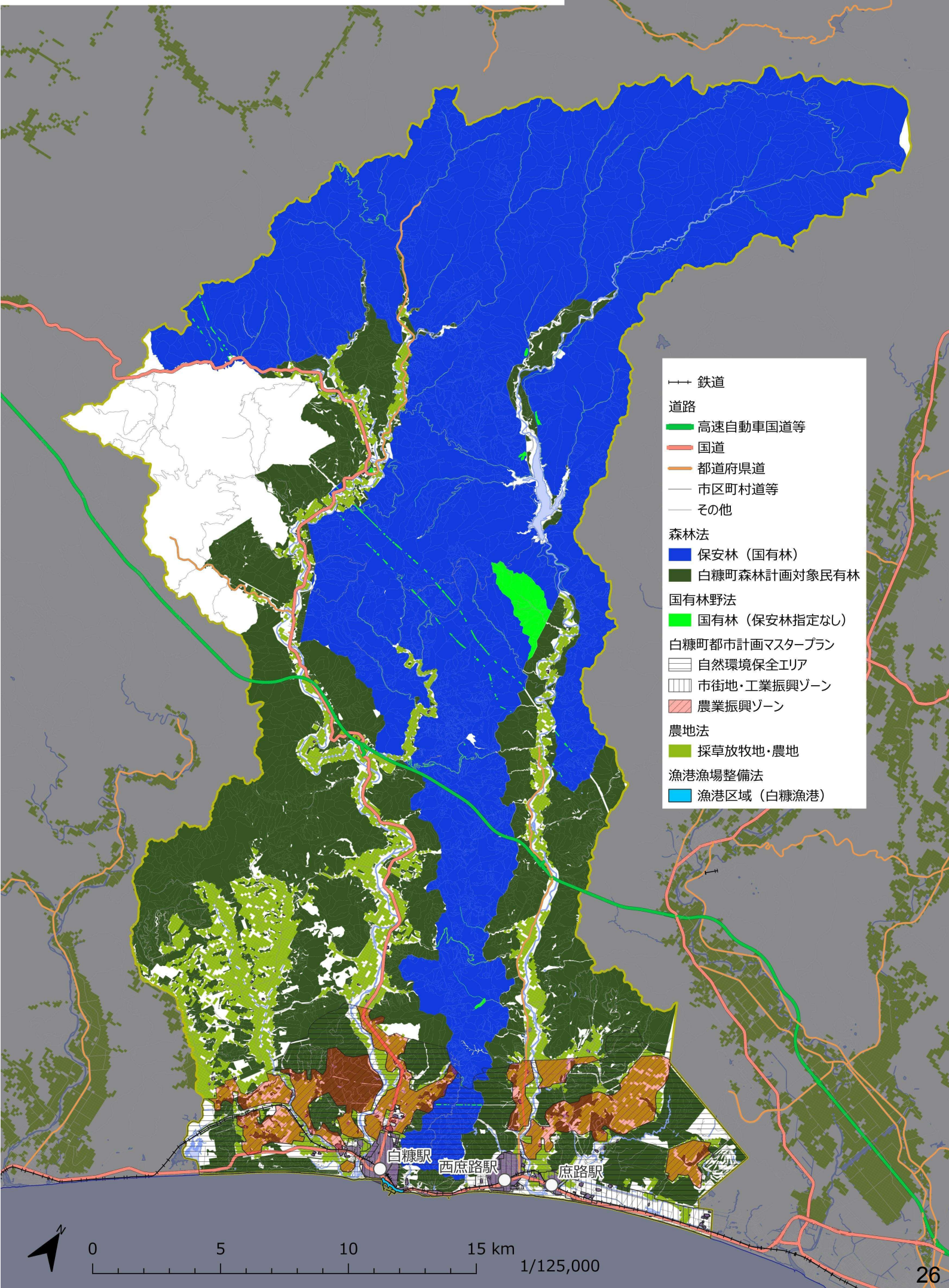
植生自然度
■ 植生自然度7・8
■ 植生自然度9
■ クマイザサ(植生自然度10 or 5)

釧路圏道立広域公園予定地

白糖駅 西庶路駅 庶路駅



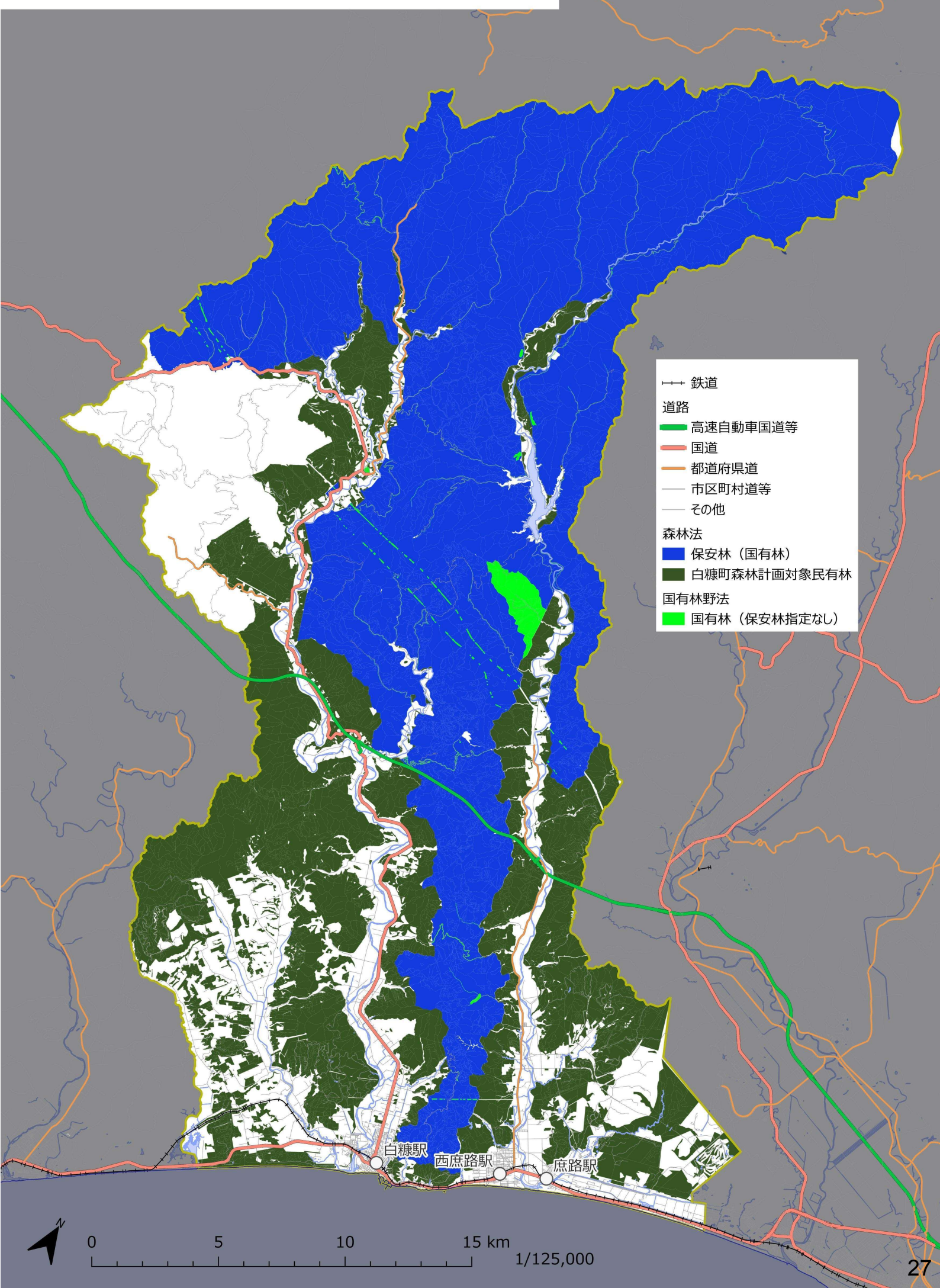
保全エリア（土地利用）



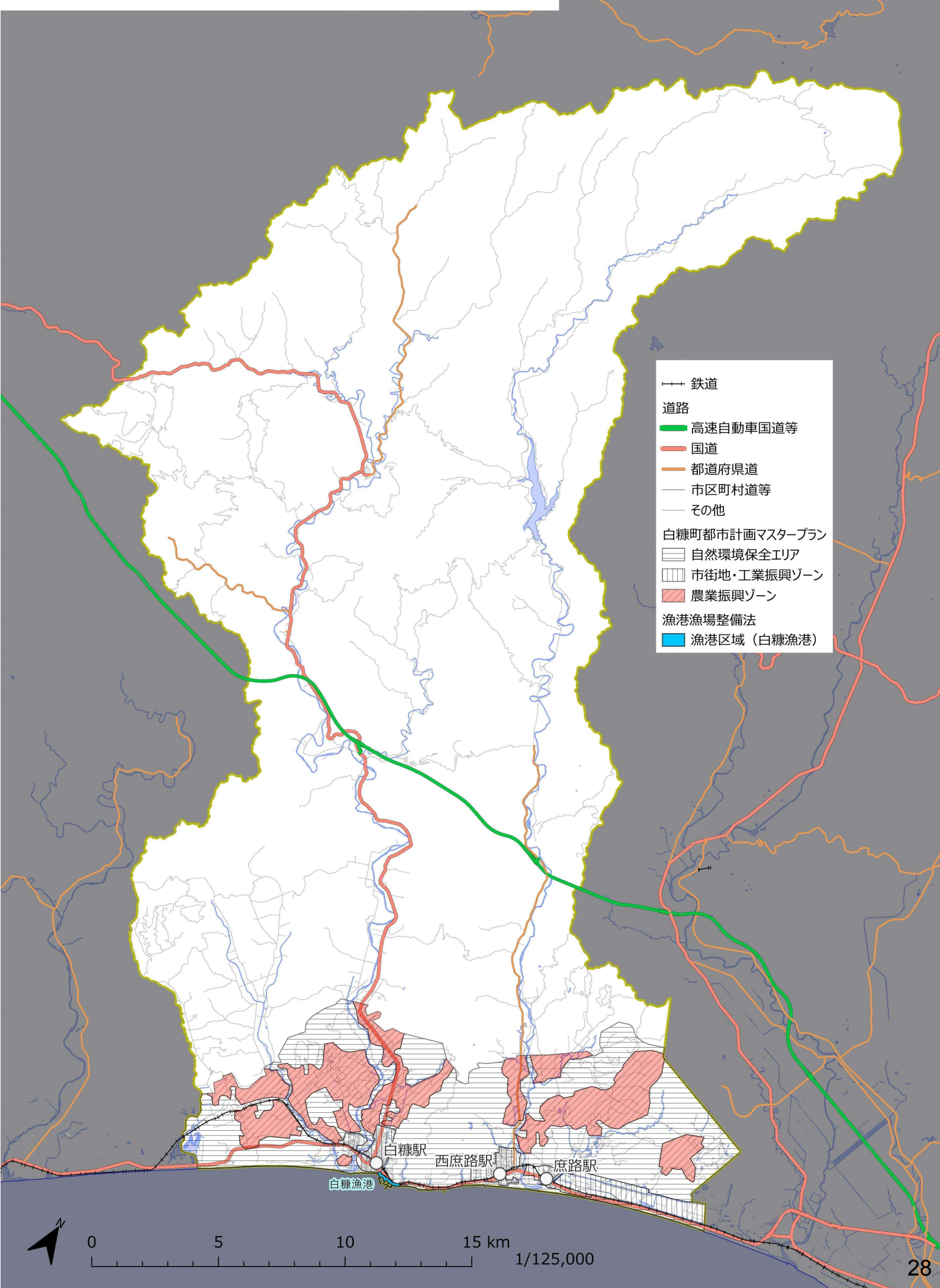
- +— 鉄道
- 道路
- +— 高速自動車国道等
- +— 国道
- +— 都道府県道
- +— 市区町村道等
- +— その他
- 森林法
- 保安林（国有林）
- 白糠町森林計画対象民有林
- 国有林野法
- 国有林（保安林指定なし）
- 白糠町都市計画マスタープラン
- 自然環境保全エリア
- 市街地・工業振興ゾーン
- 農業振興ゾーン
- 農地法
- 採草放牧地・農地
- 漁港漁場整備法
- 漁港区域（白糠漁港）

0 5 10 15 km 1/125,000

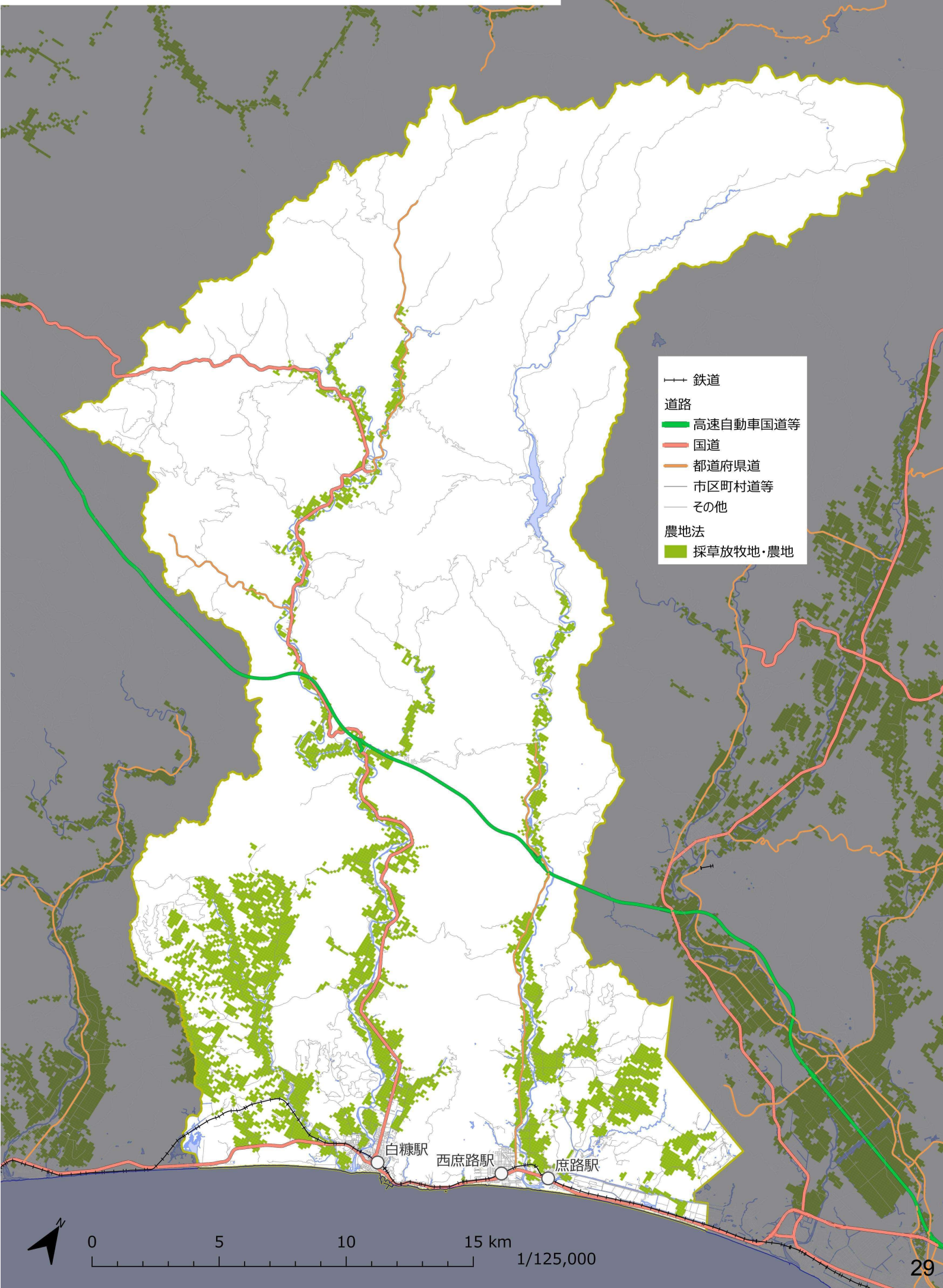
保全エリア（土地利用:森林法等）



保全エリア（土地利用:都市計画他）



保全エリア（土地利用:農地法）



- +— 鉄道
- 道路
 - 高速自動車国道等
 - 国道
 - 都道府県道
 - 市区町村道等
 - その他
- 農地法
 - 採草放牧地・農地



■ ゾーニングマップ利用時の留意事項

○ゾーニングマップで不足する情報への対応

- ・白糠町内には、貴重な動植物が生育していますが、特に、鳥類をはじめとした動物は町内全域を広く移動しながら生息していることから、ゾーニングマップで保存すべきエリアとは位置付けていません。事業の実施に当たっては、北海道レッドデータブック等により確認の上、事前調査での現状把握を徹底し、環境の保全に十分な配慮をお願いします。
- ・太陽光パネルの反射光・景観等の影響は、計画地における配置計画等により影響が異なることから、個別事業ごとにシミュレーション分析等にて影響把握を徹底してください。
- ・地熱発電については、今後「事業可能性エリア」内で地熱発電事業の実施を検討する場合は、森林伐採の規模を極力抑えるなど、自然環境に配慮した事業内容を検討してください。

○国、北海道が推奨する再エネ設備計画の留意事項

白糠町内の促進エリアまたは保全エリア内ただし書きに該当するエリア内で事業を実施しようとする場合には、各種法令及び国、北海道が示すガイドラインを参照の上、適切な事業実施に努めていただきますようお願いします。

- ・地域と共生した再生可能エネルギー事業の推進（北海道庁 HP）

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxz/regeneration_energy_top/html

- ・環境省「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」（令和8年3月策定）

<https://www.env.go.jp/content/000390885.pdf>

- ・再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（令和8年度版）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/guide/pdf/guidebook.pdf

○本ゾーニングマップに係るお問い合わせ先

白糠町企画総務部企画財政課ゼロカーボン推進係 01547-2-2171（内線：235）